　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北造協第　581 号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和8年2月19日

「緑の雇用」事業実施対象（申請可能）林業経営体代表者　様

（労確法の認定林業経営体代表者）

　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　北海道森林整備担い手支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　センター長　須田　一

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（職印省略）

　　令和8年度「緑の雇用」事業実施希望林業経営体の予備登録申請書の提出について

　　「緑の雇用」事業の推進に日頃からご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

　　　さて、国では令和8年度においても「緑の雇用」事業を実施することとしました。

つきましては、別紙「緑の雇用」事業の留意点等参照していただき、貴林業経営体において「緑の雇用」事業を希望される場合は、令和8年度「緑の雇用」事業に係る予備登録申請書を作成し、下記の提出期限までに提出してください。

なお、様式1及び農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシートは、メールにてExcelデータで提出していただきたいので、郵送にてご案内している林業経営体で予備登録を行う場合は一度当担い手支援センターにメールアドレスをお知らせください。その後、再度メールにてExcelデータを送ります。

また、別紙1全国森林組合連合会からの事務連絡を添付します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

　１　提出資料等

　　 (１) 様式１【予備登録申請書】

(２)　 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェックシート

(３) ＦＷ１の研修生を申請する林業経営体

　　　　令和8年4月1日以前に雇用契約を締結している者が対象

①申請研修生の履歴書

②申請研修生の雇用契約書（写し）

　　　　予備登録申請書を提出する時点で既に林業経営体に採用されている者は今回提出。

なお、今後、令和8年4月１日までに採用を予定している者は4月10日までに提出。

③ＦＷ１研修生安全講習等取得状況調べ（様式２）と安全講習等修了証（写し）

④ＦＷ１職務経歴書（様式8）

⑤ＦＷ１の資格チェック表　(様式６)

⑥林業大学校卒業生安全講習等取得状況調べ(様式７)( 安全講習等修了証（写し）は様式２の分だけでよい)

(４) ＦＷ2の研修生を申請する林業経営体

　　令和8年4月１日以前に雇用契約(期間契約含む)を締結している者が対象

➀申請研修生の雇用契約書（写し）

(令和7年4月1日以前に通年雇用契約を締結している者は不要)

②ＦＷ2研修生安全講習等取得状況調べ（様式２）と安全講習等修了証（写し）

　　③ＦＷ１研修修了書(写し)(他県での修了者のみ)

④ＦＷ2の資格チェック表　(様式６)

(５）ＦＷ３の研修生を申請する林業経営体

令和8年4月１日以前に雇用契約(期間契約含む)を締結している者が対象

➀申請研修生の雇用契約書（写し）

(令和7年4月1日以前に通年雇用契約を締結している者は不要)

②ＦＷ3研修生安全講習等取得状況調べ（様式２）と安全講習等修了証（写し）

③ＦＷ2研修修了書(写し)(他県での修了者のみ)

④ＦＷ3の資格チェック表　(様式６)

(６） ＦＬ・ＦＭを申請する林業経営体

　　安全講習等取得資格及び林業就業経験(林業作業)の対象基準は令和8年4月1日

①ＦＬ・ＦＭ研修資格確認表（様式３）と安全講習等修了証（写し）

②ＦＬ・ＦＭ職務経歴書（様式４）

➂ＦＬ・ＦＭ研修生の資格チェック表　(様式６)

(７)  多能工化研修を申請する林業経営体

①多能工化研修資格確認表（様式３）と安全講習等修了証（写し）

②多能工化作業経歴書（様式５）

➂多能工研修生の資格チェック表　(様式６)

２　提出期限　令和8年3月3日（火）

３　提出方法

（１）Excelデータ（メール）で提出：様式１【予備登録申請書】

（２）Excelデータ（メール）で提出：農林水産業・食品産業の作業安全のための規範チェ

ックシート

（３）郵送等（郵送、メール）で提出

　　　➀ＦＷ１：申請研修生の履歴書、雇用契約書（写し）、様式２と安全講習等修了証（写し）、様式６

　　　　　　　　様式８

林業大学卒業生は様式７

　　　②ＦＷ２：雇用契約書（写し）、様式２と安全講習等修了証（写し）、FW１修了証(他県分)

（写し）、様式６

③ＦＷ３：雇用契約書（写し）、様式２と安全講習等修了証（写し）、FW２修了証(他県分)

（写し）、様式６

④ＦＬ・ＦＭ：様式３と安全講習等修了証（写し）、様式４、様式６

⑤多能工化：様式３と安全講習等修了証（写し）、様式５、様式６

４　提出先

（１）郵送の場合　　〒０６０－０００４

　　　　　　　　　　　　札幌市中央区北４条西５丁目１　西鉄・林業会館ビル

　　　　　　　　　　　　　　　一社)北海道造林協会　北海道森林整備担い手支援センター

　　（２）メールの場合　Ｅ－mail:　tanaka@shiencenter.or.jp

　　　　　　　　　　　　問い合わせ先（担当：田中、川嶋、小林）

　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ：011-200-1381 ＦＡＸ：011-200-1382

5 北海道森林整備担い手支援センターのホームページにも掲載しています。

<https://www.shiencenter.or.jp/>

別紙　　　　　　　　「緑の雇用」事業の留意点等

　　1 「緑の雇用」事業の制度上の留意点

**重要　別紙2「令和7年補正・令和8年度「緑の雇用」事業について～見直しポイント～」**

下記については、別添　令和7年度版「緑の雇用」事業リーフレットを参照してください。

1. 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく北海道知事から改善計画の認定を受

　　　けた事業主であること。(認定事業主)

(2) 林業作業士(フォレストワーカー : FW) 研修の研修生は、当担い手支援センターが開催する集合研修への参加と貴林業経営体が実施する実地研修(OJT)の両研修とも受講することが必須です。

　ただし、北海道立北の森づくり専門学院卒業生等は、FW1年目の集合研修は免除することができる。(免除の場合は、取得していない安全講習等は自力で取得することとなる。)

(3) FW研修生の研修期間は令和8年6月1日～令和9年1月31日とし、この中で(2)研

修を実施することとなります。(OJTは研修生ごとに１００日以上の実施が必須)

(4) (2)実地研修(OJT)を行うことにより、リーフレット記載の助成を受けられます。

　　(5) 　研修生の要件については、リーフレットのとおりですが、詳細は次のとおりです。

　　　●　トライアル(TR)及びフォレストワーカー(FW)関係

➀TRは、予備登録様式1に登載は必要ありません。(現在国の予算次第での実施となり

ますので実施未定です。可となれば期間は6月～1月の範囲となります。)

②TR対象期間等は、現会社採用日を起算日とした「林業就業経験通算1年未満」(④⑤参考)かつ現会社採用後試行期間内での最大3ヵ月の研修となります。(雇用契約に記載の試行期間は会社規則に準じ、試行期間内での研修とする。ただし、就職後6ヵ月以内でTRは修了となります。)

③FW1年目の雇用契約により採用される者とは、令和8年4月1日以前に採用される者です。

④林業就業経験とは、現在の林業経営体だけでなく今までに雇用された林業経営体での

林業現場作業(造林から保育、伐採・搬出に至る木材生産を行うための一連の作業)に従事した通算の期間です。事務、工場勤務などは除外します。

⑤FW1年目研修生の就業年数は、「林業就業経験通算２年未満」とする。参考例として「林業経営体に令和6年4月1日採用となり林業現場作業に就きそのまま令和8年4月1日まで従事されている者は対象外、令和6年4月2日以降の採用は対象」となります。なお、他企業からの転職の場合は、前社での林業現場作業経験も追加されます。

　　　　⑥FWは、１年目研修から順次、２年目３年目とつながっていきます。つながりは各年

目ごとで研修を修了(集合研修かつ現地研修)していることが必須です。

* フォレストリーダー(FL)及びフォレストマネージャー(FM)

➀FL.FMの林業就業経験については、④⑤を参考としてください。

　　②FL研修生要件として、リーフレットのFW(1年目から3年目)集合研修欄の「研修中に取得する安全講習等」の12種類の内、6種類以上取得していることが必須です。

　　　(今回添付している提出書類の様式3下段を参照してください。)

③FM研修生要件として、上記②かつFLの3種類の内、2種類以上取得していることが必須です。　(今回添付している提出書類の様式3下段を参照してください。)

* 研修生要件の研修終了後5年以上就業できる年齢である者(TR、FW、FL、FM共通)

➀別紙4「緑の雇用における研修生の年齢に関する取扱い」を参照してください。

(6)　実地研修(OJT)では、指導員は林業経営体職員が必須

「指導員の資格」は、現場管理責任者(フォレストリーダー : FL )か統括現場管理責任者(フォレストマネージャー : FM )研修修了者となります。

* **令和9年度以降にTR及びFW研修を計画されている指導員資格者がいない林業経営体は、令和8年度にフォレストリーダー研修又はフォレストマネージャー研修を受講してください。**
* **林野庁では、令和9年度以降のFW研修(現地研修OJT)は、指導員1人につき2人までの研修生を対象とし、3人からは対象外とすることとしていますので、令和8年度に指導員の確保を検討願います。(3人目の登録ができない可能性あり。)**

2 予備登録申請の留意点

1. 提出期限までに採用予定者(R8.4.1までの採用)がいない場合でも、令和8年度「緑の雇

　　用」事業（トライアル雇用）を活用される可能性がある場合は、予備登録申請書の提出が必要となります。(トライアル雇用研修生の登録情報は記載なし)

　　　なお、予備登録申請書の提出がなければ、令和8年度緑の雇用事業の対象となりませんので留意願います。

　(2) 様式においては、記入・選択ができない項目がある場合があります。その場合は、空欄とはせず、事業体情報については－（ハイフン）を選択、その他の項目で記入をする項目には０（ゼロ）を入力、選択する項目については×（バツ）を選択してください。

　(3) 令和7年度に予備登録をした林業経営体は、同じ番号を記載してください。

　　　　それ以外の林業経営体は空欄です。

(4) パソコンのない林業経営体が申請する場合は、様式のデータが必要なため、担い手支援センターにその旨の連絡をお願いいたします。

　　(5) 北海道森林整備担い手支援センターのホームページにも掲載しています。

<https://www.shiencenter.or.jp/>